資料２　（250212 更新）

法 13 条各項・31 条各項に規定する技術的基準等、必要な手続き及び書類のまとめ

１　盛土規制法に基づく手続き一覧
２　手続きの流れ
３　手続きに必要な期間
４　手続きに必要な手数料
５　許可基準（技術基準）
６　資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格
７　周辺住民への事前周知
８　土地所有者等全員の同意
９　標識掲出
１０　中間検査
１１　定期報告
１２　完了検査等
１３　許可申請又は届出に必要な書類
１４　公表
１５　宅地造成又は特定盛土等に関する工事、土石の堆積に関する工事の届出（法 21 条 1 項、40 条 1 項）

１　盛土規制法に基づく手続き一覧

※網掛けセルは検討中

時期	事項		根拠条文	内容	手続き等の時期
工事着手前	許可申請		法 12 条 1 項 法 30 条 1 項	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う場合の許可	工事着手前まで
	協議		法 15 条 1 項 法 30 条 1 項	（国・県の場合） 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う場合の協議	
	届出		法 27 条 1 項	特定盛土等又は土石の堆積を行う場合の届出	工事着手の 30 日前まで
工事着手後	標識の掲出		法 49 条	見やすい場所に標識を掲出	工事の着手時
	工事着手届		県細則●条	工事に着手した場合の届出 ※開発許可によるみなし許可の場合も含む。	工事着手後すみやかに
	変更	変更許可申請	法 16 条 1 項 法 35 条 1 項	許可に係る計画を変更しようとする場合の変更許可	許可を受けた計画の変更に係る工事の着手前
		軽微な変更届出	法 16 条 2 項 法 35 条 2 項	許可に係る計画を軽微に変更した場合の届出	軽微な変更をしたとき
		工事内容変更届	県細則●条	届出に係る計画を変更しようとする場合の届 【下記のみ対象】 法 21 条 1 項・40 条 1 項届出 法 21 条 3 項・40 条 3 項届出 法 27 条届出	届出した計画の変更に係る工事の着手前

	中間検査申請		法 18 条 1 項 法 37 条 1 項	隠ぺい部分に排水施設を設置する工事を終えたときの検査	特定工程に係る工事を終えた日から 4 日以内
	定期報告		法 19 条 1 項 法 38 条 1 項	3 か月ごとに状況の報告	許可を受けた日又は前回の報告を行った日から 3 か月以内
工事完了後	完了	完了検査申請	法 17 条 1 項 法 36 条 1 項	宅地造成又は特定盛土等の許可に係る工事を完了したときの検査	工事が完了した日から 4 日以内
		確認申請	法 17 条 4 項 法 36 条 4 項	土石の堆積の許可に係る工事を完了したときの検査	土石の堆積の除却が完了した日から 4 日以内
		工事完了届	県細則●条	届出に係る工事を完了したときの届 【下記のみ対象】 法 21 条 1 項・40 条 1 項届出 法 21 条 3 項・40 条 3 項届出 法 27 条届出	工事が完了した日から 4 日以内
	休止等届		県細則●条	許可・届出に係る計画を休止、再開、廃止する場合の届出	すみやかに
その他	○宅地造成又は特定盛土等に関する届出書 ○土石の堆積に関する工事の届出書		法 21 条 1 項 法 40 条 1 項	規制区域指定日以降も継続して工事を行っているものの届出	規制区域指定の日から 21 日以内
	擁壁等に関する工事の届出書		法 21 条 3 項 法 40 条 3 項	擁壁、排水施設、地滑り防止くいを除却する工事の届出	工事着手する日の 14 日前まで
	公共施設用地の転用の届出書		法 21 条 4 項 法 40 条 4 項	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合の届出	転用した日から 14 日以内

2　手続きの流れ

法に基づく申請書及び届出は、市町村を経由し、県建築課に提出してください。

※ただし、法 21 条 1 項・40 条 1 項の届出書は、県建築課に直接提出してください。

※県細則で求める届（１の表の網掛け部分）は、県建築課に直接提出してください。

3　手続きに必要な期間

宅地造成又は特定盛土等の許可に必要な期間は、1 か月から 1 か月半程度です。

土石の堆積の許可に必要な期間は、半月から 1 か月程度です。

4　手続きに必要な手数料

許可申請・変更許可申請及び中間検査申請は、手数料が必要です。（資料３参照）

協議、各種届出・届、完了検査申請・確認申請は、手数料は不要です。

資料２　（250212 更新）

５　許可基準（技術的基準）

５－１宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準【法第 13 条各項、第 31 条各項】

許可が必要となる宅地造成、特定盛土等に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

なお、本基準に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアル」（技術的助言別添 5)、「盛土等防災マニュアルの解説」(盛土等防災研究会)、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」(技術的助言別添 8）等の、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

注）当技術的基準、及び「３　資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格」の規定は、都市計画法第 29 条 1 項又は 2 項の開発許可のうち、宅造区域内においては全て、特盛区域内においては盛土規制法 30 条の許可対象規模となるものに対しても適用されます。(都計法 33 条 1 項 7 号）

表１　宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準（許可対象に適用。政令で規定）

技術的基準	政令	内　容
地盤について講ずる措置に関するもの	第 7 条 1 項 1 号	盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。 イ　おおむね 30 ㎝以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。 ロ　盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。 ハ　イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
	7 条 1 項 2 号	著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
	7 条 2 項 1 号	盛土又は切土（政令 3 条 4 号の盛土及び同条 5 号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
	7 条 2 項 2 号	山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さ 15m を超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
	7 条 2 項 3 号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。
擁壁の設置に関するもの	8 条	1　法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。 一　盛土又は切土（政令 3 条 4 号の盛土及び同条 5 号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。 イ　切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であってその土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面 (1)その土質に応じ勾配が別表第 1 中欄の角度以下のもの (2)その土質に応じ勾配が別表第 1 中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの

		（その上端から下方に垂直距離 5m 以内の部分に限る。） ロ　土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ハ　14 条 1 号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面 二　前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとすること。 2　前項 1 号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。 【擁壁の設置が必要となる盛土又は切土】政令 3 条 1 号から 3 号 1 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが 1m を超える崖を生ずることとなるもの 2 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるもの 3 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
	9 条	1　前条 1 項 2 号の**鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造**は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。 一　土圧、水圧及び自重（以下この条及び 14 条 2 号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が**破壊されないこと**。 二　土圧等によって擁壁が**転倒しないこと**。 三　土圧等によって擁壁の**基礎が滑らないこと**。 四　土圧等によって擁壁が**沈下しないこと**。 2　前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。 一　土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの**許容応力度を超えないこと**を確かめること。 二　土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の**安定モーメントの 2/3 以下であること**を確かめること。 三　土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する**最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の 2/3 以下であること**を確かめること。 四　土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の**許容応力度を超えないこと**を確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの**許容支持力を超えないこと**を確かめること。 3　前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。 一　土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第 2 の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。 二　鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令 90 条（表 1 を除く。）、91 条、93 条及び 94 条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値 三　擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。
	10 条	8 条 1 項 2 号の**間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造**は、次に定めるところによらなければならない。 一　**擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ**（1 条 4 項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第 4 において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、**擁壁の上端の厚さ**が、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第 1 種又は第 2 種に該当するものであるときは 40 ㎝以上、その他のものであるときは 70 ㎝以上であること。

		二　石材その他の組積材は、**控え長さ**を 30 ㎝以上とし、**コンクリートを用いて一体の擁壁**とし、かつ、その背面に**栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込め**すること。 三　前 2 号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、**適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁**を設ける等必要な措置を講ずること。 四　擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、**擁壁の前面の根入れの深さ**は、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第 4 上欄の第 1 種又は第 2 種に該当するものであるときは擁壁の高さの 15/100（その値が 35 ㎝に満たないときは、35 ㎝）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの 20/100（その値が 45 ㎝に満たないときは、45 ㎝）以上とし、かつ、擁壁には、**一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造**で、**擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎**を設けること。
	11 条	8 条 1 項 1 号の規定により設置される擁壁については、**建築基準法施行令 36 条の 3 から 39 条まで、52 条（3 項を除く。）、72 条から 75 条まで及び 79 条の規定を準用**する。
	12 条	8 条 1 項 1 号の規定により設置される擁壁には、その**裏面の排水**をよくするため、壁面の面積 3 ㎡以内後とに少なくとも一個の内径が 7.5 ㎝以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた**水抜穴**を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、**砂利その他の資材を用いて透水層**を設けなければならない。
	13 条	法 12 条 1 項又は 16 条 1 項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する**擁壁で高さが 2m を超えるもの**（8 条 1 項 1 号の規定により設置されるものを除く。）については、**建築基準法施行令 142 条（同令第 7 章の 8 の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用**する。
	17 条	【大臣認定品】 構造材料又は構造方法が 8 条 1 項 2 号及び 9 条から 12 条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるもの[注1]については、これらの規定は、適用しない。
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	14 条	法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち**崖面崩壊防止施設**の設置に関するものは、次に掲げるものとする。 一　**盛土又は切土**（3 条 4 号の盛土及び同条 5 号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に 8 条 1 項 1 号（ハに係る部分を除く。）の規定により**擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるとき**は、**当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置**し、これらの崖面を覆うこと。 二　前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。 イ　前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。 ロ　土圧等によって**損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造**であること。 ハ　その裏面に**浸入する地下水を有効に排除することができる構造**であること。
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	15 条	1　法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち**崖面**について講ずる措置に関するものは、**盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずること**とする。 2　法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち**盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずること**とする。 一　7 条 2 項 1 号の規定による措置が講じられた土地の地表面 二　道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面[注2]
排水施設	16 条	法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち**排水施設**の

の設置に関するもの		設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、**地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、**排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。 一　**堅固で耐久性を有する構造**のものであること。 二　陶器、コンクリート、れんがその他の**耐水性の材料**で造られ、かつ、**漏水を最少限度のものとする措置**が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。 三　その管渠の勾配及び断面積が、その**排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるもの**であること。 四　専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、**ます又はマンホールが設けられているもの**であること。 イ　管渠の始まる箇所 ロ　排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。） ハ　管渠の内径又は内法幅の 120 倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所 五　ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。 六　ますの底に、**深さが 15 ㎝以上の泥溜め**が設けられているものであること。 2　前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から**盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、**当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

注1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令 18 条）

５－２　土石の堆積に関する工事の技術的基準【法第 13 条各項、第 31 条各項】

許可が必要となる土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、安全な地盤、排水施設等の設置その他土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

なお、法に定める技術的基準に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアル」（施行通知別添 5）や「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会）等の、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

表 2　土石の堆積に関する工事の技術的基準（許可対象に適用。政令で規定）

技術的基準	政令	内　容
土石の堆積に関する工事の技術的基準（政令 19 条）	19 条 1 項 1 号	堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、**土石の堆積は、勾配が 1/10 以下である土地において行う**こと。
		【省令 32 条】 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が 1/10 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。
	19 条 1 項 2 号	土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について**地盤の改良その他の必要な措置**を講ずること。
	19 条 1 項 3 号	堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める**空地（勾配が 1/10 以下であるものに限る。）**を設けること。 イ　堆積する**土石の高さが 5m 以下である場合　当該高さを超える幅**の空地 ロ　堆積する**土石の高さが 5m を超える場合　当該高さの二倍を超える幅**の空地
	19 条 1 項 4 号	堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、**柵その他これに類するもの**を設けること。
		【省令 33 条】 土石の堆積に関する工事が施行される土地の**区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設ける**ものとする。
	19 条 1 項 5 号	雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、**当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝**を設置することその他の必要な措置を講ずること。
	19 条 2 項	前項 3 号及び 4 号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。
		【省令 34 条】 1　次に掲げるいずれかの措置とする。 一　堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること 二　次に掲げる全ての措置 イ　堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ロ　堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置 2　前項一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない

６　資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格【法第 13 条第 2 項】

６－１．資格を有する者の設計対象工事（法第 13 条第 2 項、政令第 21 条）

下記のいずれかに該当するものの工事は、下記２の資格を有する者の設計によらなければなりません。

①　高さが 5m を超える擁壁の設置

②　盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 ㎡を超える土地における排水施設の設置

注）開発許可によるみなし許可で、上記のいずれかに該当する場合は、開発許可を受ける計画についても、同条の規定が適用されますので、ご注意ください。

６－２．設計者資格（法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、S37 建設省告示第 1005 号）

上記１の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

①　学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の**土木又は建築**に関する課程を修めて卒業した後、**土木又は建築**の技術に関して **2 年以上の実務**の経験を有する者

②　学校教育法による短期大学において、正規の**土木又は建築**に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、**土木又は建築**の技術に関して **3 年以上の実務**の経験を有する者

③　②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の**土木又は建築**に関する課程を修めて卒業した後、**土木又は建築**の技術に関して **4 年以上の実務**の経験を有する者

④　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の**土木又は建築**に関する課程を修めて卒業した後、**土木又は建築**の技術に関して **7 年以上の実務**の経験を有する者

⑤　国土交通大臣が①から④までに該当するものと同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

ア　学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に１年以上在学して**土木又は建築**に関する事項を専攻した後、**土木又は建築**の技術に関して **1 年以上の実務**の経験を有する者

イ　技術士法による第二次試験のうち技術部門を**建設部門**、**農業部門**（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、**森林部門**（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は**水産部門**（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を**林業部門**（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を**農業部門**（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）

ウ　建築士法による**一級建築士**の資格を有する者

エ　**土木又は建築**の技術に関して **10 年以上の実務**の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了したもの

オ　アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が①から④までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

7　周辺住民への事前周知【法第 11 条、法第 29 条、省令第 6 条】

７－１．周知の方法

工事主は、あらかじめ宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺住民に対し、説明会の開催や書面を配布するなど、当該宅地造成等に関する工事の内容を周知する必要があります。許可申請までに実施してください。

工事に伴う、土地の沈下や排水の問題等による土砂災害のリスクの有無、工事施工中の安全対策、騒音・振動・粉じん対策、周辺環境への配慮、境界問題、法令順守などについて、丁寧な説明を行い、トラブル防止に努めてください。

表 3　住民への周知の方法

①説明会の開催 ②書面の配布 ③工事の内容の掲示及びインターネットでの閲覧	※工事の内容が確実に伝わるよう、できる限り①説明会の開催や、②書面の配布を行うよう努めてください。

ただし、次の①から③に該当する場合で、**高さ 15m 超の盛土**をする場合は、①説明会の開催が必須です。【政令 7 条 2 項 2 号】

① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地
③ ②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

７－２．周知の内容

周知の内容は以下のとおりです。

表 4　周知する工事の具体的内容

区分	具体的内容	
1　宅地造成 又は 特定盛土等	①**工事主**の氏名又は名称 ②工事が施行される**土地の所在地** ③**工事施行者**の氏名又は名称 ④工事の**着手予定日及び完了予定日**	⑤盛土又は切土の**高さ** ⑥盛土又は切土をする土地の**面積** ⑦盛土又は切土の**土量** ⑧**その他**
2　土石の堆積	①**工事主**の氏名又は名称 ②工事が施行される**土地の所在地** ③**工事施行者**の氏名又は名称 ④工事の**着手予定日及び完了予定日**	⑤土石の堆積の**最大堆積高さ** ⑥土石の堆積を行う土地の**面積** ⑦土石の堆積の**最大堆積土量** ⑧**その他**

※⑧「その他」の例として、工事中の防災措置として、土砂流出防止措置、梅雨時期や台風時期の降雨対策搬入出計画等の交通安全措置などが考えられます。特に山地や森林においては、地盤の複雑性・脆弱性や、地形等の特性を踏まえつつ、より綿密な防災措置を検討することが重要です。

また、工事施工中の濁水流出防止対策、騒音・振動・粉じん対策等の周辺住民や環境への配慮も考えられます。

８　土地所有者等全員の同意【法第 12 条第 2 項第 4 号、法第 30 条第 2 項第 4 号】

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事について、工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、当該工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の**全ての同意**を得てください。

同意を求める必要がある権利の範囲は次のとおりです。

① 土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る。）、賃借権、使用貸借件を有する者

② ①のほか、使用収益権（永小作権、地役権（内容に応じて同意が必要か判断）等を有する者

９　標識掲出【法第 49 条】

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可（法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項）を受けた工事主又は届出（法第 27 条第 1 項）をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、標識を掲げてください。

なお、開発許可によるみなし許可においても、標識の掲出は必要です。

宅地造成又は特定盛土等（省令様式第 23）
土石の堆積（省令様式第 24）

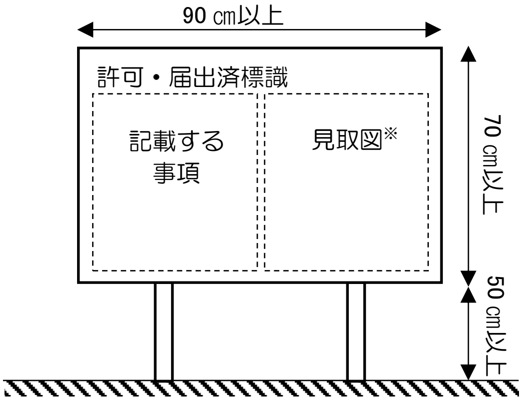

※「見取図」は、省令７条１項１号表の「土地の平面図」を簡略化したものとしてください。

記載する事項（省令第 87 条）

①工事主の氏名又は名称・住所（法人は代表者氏名）
②許可年月日・許可番号（届出年月日）
③工事施行者の氏名又は名称
④現場管理者の氏名又は名称
⑤着手予定年月日及び完了予定年月日
　※許可の場合は、許可期間
⑥宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
⑦盛土・切土の高さ（土石の堆積の最大堆積高さ）
⑧盛土・切土（土石の堆積）を行う土地の面積
⑨盛土、切土の土量（土石の堆積の最大堆積土量）
⑩工事関係者の連絡先
⑪許可（届出）を担当した県の部局名称・連絡先

図１　標識のサイズ等

１０　中間検査【法第 18 条第 1 項、第 37 条第 1 項】

１０－１．中間検査の対象規模等

中間検査は、施工後に確認することのできない箇所について行うものであり、盛土及び切土の安定性にかかわる重要な検査となります。特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

複数の特定工程が存在する場合は、その都度申請を行い、中間検査を受けることができます。

中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて検査を行い、中間検査合格証の交付を受けるまでは、次の工程に着手できません。

当該工事に、特定工程（盛土及び切土における暗きょ排水等の排水施設を設置する工事の工程）が含まれていなければ、中間検査はありません。

表 5　中間検査の対象規模等

対象	検査を要する規模 （政令 23 条）	特定工程 （政令 24 条 1 項、32 条 2 項）	特定工程後の工程に係る工事 （政令 24 条 2 項、32 条 3 項）	検査申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000 ㎡超（①～④を除く）	盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程	特定工程に係る工事を終えた日から 4 日以内[注]（初日不算入）

注：期限が休日にあたる場合には、その翌日に繰り延べます。（地方自治法 4 条の 2　4 項）

１１　定期報告【法第 19 条第１項、第 38 条第１項】

１１－１．定期報告の対象規模等

許可（法第 12 条第１項、第 30 条第１項）を受けた者は、工事の期間が３か月を超える場合は、3 か月ごとに、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況（技術的基準に適合して施行されていることがわかるもの）を報告してください。

なお、定期報告の結果により対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じてください。

許可を受けた時点から 3 か月以内に工事が完了する場合には、定期報告は必要ありません。

表６　定期報告の対象規模等

対象	報告を要する規模 （政令 25 条）	報告事項	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000 ㎡超（①～④を除く）	①当該許可に係る宅地造成、特定盛土等に関する工事の実施の状況 ②報告時点における盛土又は切土の高さ・面積・土量 ③擁壁等に関する工事の施工状況	許可を受けた日又は前回の報告を行った日から **3 か月以内**注（初日不算入）
土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500 ㎡超 ②切土で高さ 5m 超の崖	①当該許可に係る土石の堆積に関する工事の実施の状況 ②報告時点における土石の堆積の高さ・面積・土量 ③前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

注：期限が休日にあたる場合には、その翌日に繰り延べます。（地方自治法４条の２　４項）

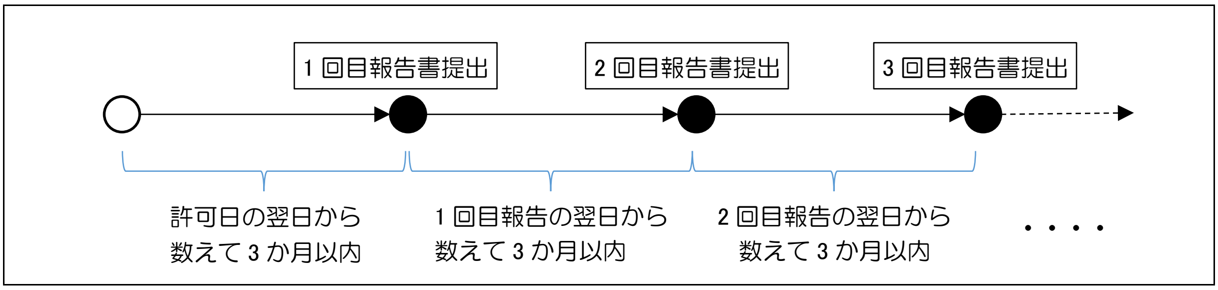

図２　報告時期のイメージ

１２　完了検査等【法第 17 条第１項及び第４項、第 36 条第１項及び第４項】

１２－１．完了検査申請・確認申請

宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、当該許可に係る工事が完了したときは、**工事が完了した日から４日以内（初日不算入）**に完了検査申請を行ってください。当該工事が工事の技術的基準に適合しているか否かについて、完了検査を実施します。

土石の堆積に関する工事については、堆積されていた全ての土石が除却されたときは、**工事が完了した日から４日以内（初日不算入）**に確認申請を行ってください。全ての土石の除却が行われたか否かについて、現地を確認します。

１３　許可申請又は届出に必要な書類

許可申請又は届出を提出する場合は、省令及び県細則の規定に従い、下記のとおり作成してください。

表 7　法 12 条 1 項・30 条 1 項宅地造成及び特定盛土等の許可申請に必要な書類（省令第 7 条第 1 項、県細則●条）

※網掛けセルは検討中

	書類の種類	●必須 ○該当あれば	明示すべき事項	縮尺	備考
1	許可申請書	●	※記載例は、資料編　●●作成要領を参照		省令別記様式第2
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	2mの標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・断面図と照合できる記号を付す ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合はその旨記載 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所の断面図とする
6	排水施設の平面図	●	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	
7	崖の断面図	○	崖を生ずる場合、崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
8	擁壁の断面図	○	擁壁を設置する場合、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	
9	擁壁の背面図	○	擁壁を設置する場合、擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
10	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設を設置する場合、崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
11	崖面崩壊防止施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設を設置する場合、崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載
12	擁壁の構造計算書	○	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書		（任意様式）
13	盛土の	○	省令 7 条 2 項 2 号に規定する渓流等において高さ 15m 超		（任意様式）

	安定計算書		の盛土をする場合、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		
14	崖面の安定計算書	○	崖面を擁壁で覆わない場合、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を記載した安定計算書		（任意様式）
15	土地付近状況写真	●	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真（申請に係る土地を赤枠で囲むこと） 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等 撮影方向を明示すること		（任意様式）
16	許可を受けようとする者の証明書類	●	**【申請者が個人である場合】** 住民票の写しや、個人番号カード等の写し又はこれらに類するものであって、氏名及び住所を証する書類 **【申請者が法人である場合】** 登記事項証明書、及び役員の住民票の写しや、個人番号カード又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 ※役員の範囲は、例えば株式会社における会社法上の役員のうちの取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者とします。 ※マイナンバー（個人番号）が記載のないものとするか、黒塗りしたものとしてください。		（任意様式）
17	資金計画書	●	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書		省令別記様式第3
18	土地所有者等の同意	●	土地所有者等の全ての同意を得たことを証する書類 【提出書類】 ①宅地造成等区域内の権利者一覧(別記第●号様式) ②宅地造成等同意書(別記第●号様式) ③同意者の印鑑証明書（作成後 3 か月以内のもの） ※当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合は、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明を添付することで可。なお、その場合、許可を受けるまでに、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行ったことがわかる書類等の写しを提出すること。		細則第●条 細則様式●
19	周辺住民周知報告書	●	土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催や書面配布、掲示等、これらの行為がなされたことがわかる書類を添付		細則様式●
20	土地の登記事項証明書	●	作成後 3 カ月以内のもの		細則●条
21	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと。作成後 3 カ月以内のもの		細則●条
22	求積図	●	土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積		細則●条
23	土量計算書	●	盛土又は切土をする土量計算書		細則●条
24	排水施設構造図	○	排水施設を設置する場合		細則●条
25	流量計算書	○	排水施設を設置する場合		細則●条
26	工事主の資力及び信用に関する申告書	●	**【添付書類】** ・前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書 ・法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書（様式任意）） ・財務諸表（直前の事業年度のもの） **【申請者が法人である場合】** (イ) 発行済株式総数の 5/100 以上の株式を有する株主又は出資の額の 5/100 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、次に掲げる書類 (a)これらの者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類		細則様式●

			(b)当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者になした出資の金額が確認できる書類 (ﾛ) 直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (ﾊ) 当該法人の事業経歴書 **【申請者が個人である場合】** (ｲ)資産に関する調書並びに直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類		
27	工事施行者の能力に関する申告書	●	**【添付書類】** ・前年度に係る法人税又は前年に係る所得税の納税証明書 ・法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書（任意様式）） ・事業経歴書（任意様式） ・建設業許可証の写し		細則様式●
28	設計者の資格に関する申告書	○	高さ 5m 超の擁壁又は面積 1,500 ㎡超の盛土・切土における排水施設を設置する場合、資格を有する者であることを証する書類 **【添付書類】** 盛土規制法施行規則 22 条に規定する資格を有することを証する書類		細則様式●
29	工程表	●			細則●条
30	誓約書	●	工事主、設計者、工事施行者それぞれ提出すること		細則様式●
31	大臣認定書の写し	○	大臣認定品を使用する場合、認定書及び認定時に付された条件等を確認できる書類		細則●条
32	その他の図面等	○	胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁で、昭和 40 年 6 月 14 日付建設省告示第 1485 号の規定によるものの場合、同告示及び施行通知別紙３．（８）に適合していることがわかる書類		細則●条
33	委任状	○	代理者が申請手続きを行う場合、		（任意様式）
34	その他知事が必要と認める書類	○	その他必要な書類		細則●条

表 8　**法 12 条 1 項・30 条 1 項土石の堆積の許可申請**に必要な書類（省令 7 条 2 項、県細則●条）

※網掛けセルは検討中

	書類の種類	●必須 ○該当あれば	明示すべき事項	縮尺	備考
1	許可申請書	●	※記載例は、資料編　●●作成要領を参照		省令別記様式第4
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	1/2,500 以上	2m の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	・断面図と照合できる記号を付す ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の

					流出を防止する措置は申請書と照合できる番号を付す
5	土地の断面図	●	土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	
6	堆積した土石の崩壊を防止するための措置	○	土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 1/10 以下であるものに限る）を有する堅固な構造物を設置する措置等を行う場合、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置の内容が、適切であることを証する書類		（任意様式）
7	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を行う場合、次の①か②のいずれかの措置の内容が、適切であることを証する書類 ①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等（土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない）を設置すること ②次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置		（任意様式）
8	土地付近状況写真	●	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真（申請に係る土地を赤枠で囲むこと） 土地の全景、近景、隣接・近接する保全対象等 撮影方向を明示すること		（任意様式）
9	許可を受けようとする者の証明書類	●	表 7 参照		（任意様式）
10	資金計画書	●	表 7 参照		省令別記様式第5
11	土地所有者等の同意	●	表 7 参照		細則●条 細則様式●
12	周辺住民周知報告書	●	表 7 参照		細則様式●
13	土地の登記事項証明書	●	表 7 参照		細則●条
14	字図	●	表 7 参照		細則●条
15	求積図	●	土地の面積、土石の堆積をする土地の面積		細則●条
16	土量計算書	●	土石の堆積をする土量計算書		細則●条
17	排水施設構造図	○	表 7 参照		細則●条
18	工事主の資力及び信用に関する申告書	○	表 7 参照		細則様式●
19	工事施行者の能力に関する申告書	●	表 7 参照		細則様式●
20	工程表	●			細則●条
21	誓約書	●	表 7 参照		細則様式●

22	大臣認定書の写し	○	表 7 参照		細則●条
23	委任状	○	代理者が申請手続きを行う場合		（任意様式）
24	その他知事が必要と認める書類	○	その他必要な書類		細則●条

表 9　**法 27 条宅地造成及び特定盛土等の届出**に必要な書類（省令 58 条 2 項、県細則●条）

※網掛けセルは検討中

	書類の種類	●必須 ○該当あれば	明示すべき事項	縮尺	備考
1	届出書	●			省令別記様式第 19
2	位置図	●	表 7 参照		
3	地形図	●			
4	土地の平面図	●			
5	土地の断面図	●			
6	排水施設の平面図	●			
7	崖の断面図	●			
8	擁壁の断面図	●			
9	擁壁の背面図	●			
10	崖面崩壊防止施設の断面図	●			
11	崖面崩壊防止施設の背面図	●			
12	土地付近状況写真	●	表 7 参照		（任意様式）
13	届出者の証明書類	●	表 7 参照 ※「申請者」とあるのは「届出者」に読み替え		（任意様式）
14	土地の登記事項証明書	●	表 7 参照		細則●条
15	字図	●	表 7 参照		細則●条
16	求積図	●	表 7 参照		細則●条
17	工程表	●			細則●条
18	委任状	○	代理者が届出手続きを行う場合		（任意様式）
19	その他知事が必要と認める書類	○	その他必要な書類		細則●条

表 10　**法 27 条土石の堆積の届出**に必要な書類（省令 58 条 2 項、県細則●条）

※網掛けセルは検討中

	書類の種類	●必須 ○該当あれば	明示すべき事項	縮尺	備考
1	届出書	●			省令別記様式第 20
2	位置図	●	表 8 参照		
3	地形図	●			

4	土地の平面図	●			
5	土地の断面図	●			
6	土地付近 状況写真	●	表 8 参照		（任意様式）
7	届出者の 証明書類	●	表 8 参照 ※「申請者」とあるのは「届出者」に読み替え		（任意様式）
8	土地の登記事 項証明書	●	表 8 参照		細則●条
9	字図	●	表 8 参照		細則●条
10	求積図	●	表 8 参照		細則●条
11	工程表	●			細則●条
12	委任状	○	代理者が届出手続きを行う場合		（任意様式）
13	その他知事が 必要と認める 書類	○	その他必要な書類		細則●条

１４　公表【法第 12 条第 4 項、第 30 条第 4 項他】

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、許可（法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項、第 35 条第 1 項）したとき又は届出（法第 21 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 40 条第 1 項）を受理したときは、以下の事項について公表するとともに、関係市町村長に通知します。

①工事主の氏名又は名称
②宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
③宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
④許可年月日・許可番号（届出年月日）、
⑤工事施工者の氏名又は名称
⑥工事着手予定年月日及び完了予定年月日
⑦盛土・切土の高さ、土石の堆積の最大高さ
⑧盛土・切土、土石の堆積を行う土地面積
⑨盛土、切土の土量、土石の堆積の最大堆積土量

QR

建築課 HP

熊本県　盛土　検索

１５　宅地造成又は特定盛土等に関する工事、土石の堆積に関する工事の届出【法第 21 条第 1 項、法第 40 条第 1 項】

規制区域の指定日より前に工事に着手し、規制区域の指定日以降も継続して宅地造成等に関する工事を行っている場合は、規制区域の指定の日から 21 日以内に、届出を行ってください。
届出を受理したときは、工事主等の事項を HP で公表し、関係市町村に通知します。

ケース	適用	対象規模
規制区域指定の前に着手したもの	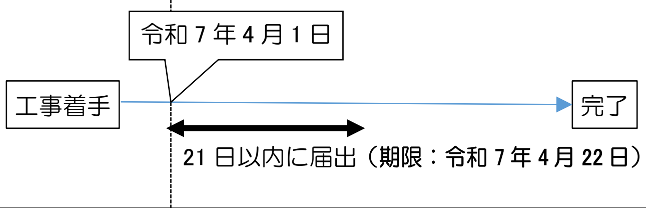	法 12 条・法 30 条許可、法 27 条届出の対象規模と同じ。 ※法規制対象外や、政令 5 条で定める許可不要工事は対象外。

図 3　届出（法第 21 条第 1 項、第 40 条第 1 項）の対象及び提出期限

表 11　**法 21 条 1 項・40 条 1 項届出書及び添付書類**（省令第 52 条第 2 項、県細則●条）
宅地造成又は特定盛土等の場合

※網掛けセルは検討中

	書類の種類	●必須 ○該当あれば	明示すべき事項	備考
1	届出書	●	様式内の必要項目	省令別記様式第 15
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	細則●条
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	細則●条 2m の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	細則●条 断面図と照合できる記号
5	土地の断面図	●	盛土又は切土をする前後の地盤面 ※既に工事を行った部分も含め、作成すること	細則●条 高低差の著しい箇所の断面図
6	崖の断面図	○	崖を生ずる場合、崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法 ※既に工事を行った部分も含め、作成すること	細則●条
7	擁壁の断面図	○	擁壁を設置する場合、擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ※既に工事を行った部分も含め、作成すること	細則●条
8	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設を設置する場合、崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法 ※既に工事を行った部分も含め、作成すること	細則●条
9	土地付近状況写真	●	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真（届出に係る土地を赤枠で囲むこと）	細則●条 （任意様式）
10	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと	細則●条

11	求積図	●	土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積 ※既に工事を行った部分も含めた最終的な面積を求めること	細則●条
12	委任状	○	代理者が申請手続きを行う場合	
13	その他知事が必要と認める書類	○	その他必要な書類	細則●条

表 12　**法 21 条 1 項・40 条 1 項届出書及び添付書類**（省令第 52 条第 2 項、県細則●条）

土石の堆積の場合

※網掛けセルは検討中

	書類の種類	●必須 ○該当あれば	明示すべき事項	備考
1	届出書	●	様式内の必要項目	省令別記様式第 16
2	位置図	●	方位、道路及び目標となる地物	細則●条
3	地形図	●	方位及び土地の境界線	細則●条 2m の標高差を示す等高線を示す
4	土地の平面図	●	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ※既に工事を行った部分も含め、作成すること	細則●条 断面図と照合できる記号
5	土地の断面図	●	土石の堆積を行う土地の地盤面 ※既に工事を行った部分も含め、作成すること	細則●条 高低差の著しい箇所の断面図
6	土地付近 状況写真	●	土石の堆積をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真（届出に係る土地を赤枠で囲むこと）	細則●条 （任意様式）
7	字図	●	土地の境界を赤線で囲むこと	細則●条
8	求積図	●	土地の面積、土石の堆積をする土地の面積 ※既に工事を行った部分も含めた最終的な面積を求めること	細則●条
9	委任状	○	代理者が届出手続きを行う場合	
10	その他知事が必要と認める書類	○	その他必要な書類	細則●条

【届出書の記載例】

熊本県建築課 HP に掲載しています。

https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/208492.html

建築課 HP

熊本県　盛土　手続き	検索